

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

催物の開催制限に係る留意事項について（補足）（周知依頼）

今般、令和3年9月1日付文書（健Ⅱ299F）をもって貴会宛にご連絡いたしました「今後の催物の開催制限等の取扱いについて（周知依頼）」において、厚生労働省より下記のとおり補足の周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会に対する情報提供についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

- 各都道府県及び関係各府省庁においては、特に、大規模な催物や密の回避が難しいと考えられる催物について、必要に応じて、当該主催者がこれまでに実施した催物の開催実績、催物当日の感染防止策の実施状況等について多角的な情報収集を行い適切な感染防止策を行うよう対話に努めること。
- 数時間・数日間・数回に及ぶ催物（感染防止策が徹底されない、感染拡大のおそれがある催物）において、各都道府県は、感染防止策の徹底を要請、要請に従わない場合には、当該イベント開催中も中止又は延期等を含めて、速やかに新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請（施設の使用停止要請）を行うこと。なお、必要に応じて現場視察等による感染防止策の遵守徹底の確認を行うこと。
- 各都道府県及び関係各府省庁においては、感染防止策が徹底されない、感染拡大のおそれがある催物が開催された場合には、当該問題のある催物主催者等の情報を各都道府県と関係省庁間で共有すること。

詳細は「別添 催し物の開催制限にかかる留意事項について（補足）」をご参照ください。

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 2 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課

催物の開催制限に係る留意事項について（補足）（周知依頼）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

催物の開催制限に係る留意事項については、8月27日付けでお示しした事務連絡「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域追加等に伴う周知依頼について」の別添3「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」等において周知しているところですが、今般、催物の開催に当たり、事前相談において都道府県から適切な感染症対策を指導し、催物主催者においても事前相談及びHP上では適切な感染症対策を遵守する旨掲載していたにもかかわらず、実際には感染防止策が不徹底であったという事案が発生したこと等を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、催物の開催制限に係る留意事項に関する補足について、別添のとおり周知依頼がありました。貴会におかれましては、都道府県医師会等に対し周知等の御協力をお願いします。

〔添付資料〕

別添 催物の開催制限に係る留意事項について（補足）

参考1 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和3年8月25日付け事務連絡）

参考2 11月末までの催物の開催制限等について（令和2年9月11日付け事務連絡）

以上

都道府県等においては、本事務連絡に記載する催物の開催制限に係る留意事項（補足）に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 1 日

各都道府県知事 殿
各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

催物の開催制限に係る留意事項について（補足）

催物の開催制限に係る留意事項については、令和 3 年 8 月 25 日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について」等において、周知しているところである。

今般、事前相談において都道府県から適切な感染症対策を指導し、催物主催者においても事前相談及びHP上では適切な感染症対策を遵守する旨掲載していたにも関わらず、実際には感染防止策が不徹底であったという事案（野外において開催された大規模な催物で、催物参加者は立ち見で位置の固定は無く、参加者の密の発生や酒類提供等が問題となった事案）が発生したこと等を踏まえ、下記について周知を行う。

都道府県及び関係各府省庁においては、十分御了知の上、適切な運用がなされるよう御留意いただきたい。

記

- ・各都道府県及び関係各府省庁においては、特に、大規模な催物や密の回避が難しいと考えられる催物（例：立ち見で位置の固定がない催物）について、必要に応じて、当該主催者がこれまでに実施した催物の開催実績や、催物当日の感染防止策の実施状況等について、多角的な情報収集を行い、その実績等を踏まえて適切な感染防止策を行うよう、対話に努めること。
- ・数時間・数日間・数回に及ぶ催物であって、感染防止策が徹底されない、感染拡大のおそれがある催物においては、各都道府県は、感染防止策の徹底を要請することはもとより、要請に従わない場合（特に催物におけるクラスターの発生のおそれがある場合）には、当該イベント開催中であっても、令和 2 年 9 月 11 日付け事務連絡 1.（3）④も踏まえ、中止又は延期等を含めて、速やかに新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく要請を行うこと。なお、必要に応じて現

場視察等による感染防止策の遵守徹底の確認を行うこと。

- ・各都道府県及び関係各府省庁においては、感染防止策が徹底されない、感染拡大のおそれがある催物が開催された場合には、令和３年８月２５日付け事務連絡１．（５）⑥を踏まえて、当該問題のある催物主催者等の情報を各都道府県と関係省庁間で共有すること。

都道府県等においては、本事務連絡等の催物の開催制限の目安、施設の使用制限等の留意事項に基づき、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事務連絡
令和 3 年 8 月 25 日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づく催物の開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

今般、8月27日以降については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県に加え、北海道、宮城県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を追加する変更を行うとともに、北海道、宮城県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月27日から令和3年9月12日までの17日間とすることとし、また、同じく令和3年8月25日に、8月27日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から北海道、宮城県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を除外し、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県を追加する変更を行うとともに、高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月27日から令和3年9月12日までの17日間とする旨の公示を行う等のため、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、緊急事態措置の概要は別紙2、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙3のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合がある。また、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後等の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

記

1. 催物の開催制限

(1) 特定都道府県

① 催物の開催制限の目安等

- 基本的対処方針の三（３）２）等に基づき、催物開催の目安を以下のとおりとする。
- 5, 000人を上限とすること。
- 上記人数要件に加え、収容定員の50%以内の参加人数にすること。収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（1m）を確保できること。
- また、祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、令和2年9月11日付け事務連絡1.（2）のとおり取り扱うこと。
- なお、催物開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底することとし、その対策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。また、催物の主催者等に対し、参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底させること。
- スマートフォンを活用した接触確認アプリ（COCOA）について、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、民間企業・団体等の幅広い協力を得て、引き続き普及を促進すること。

② 営業時間短縮等の要請

- 地域の感染状況等を踏まえ、21時までを目安に営業時間の短縮の要請を行うこと。

なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の要請対象とする必要はない。

③ チケット販売の取扱い

- 北海道、宮城県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県においては、本事務連絡が発出された日から、最大3日間（8月26日～8月28日）の周知期間終了時点（遅くとも8月28日）までにチケット販売が開始された場合（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）には、周知期間終了時点（遅くとも8月28日）までに販売されたものに限り、上記①及び②は適用せず、各都

道府県が定めた周知期間までに販売したチケットをキャンセル不要と扱うこと。

また、これまでの事務連絡のとおり、各地域での目安に応じ、その目安を満たさないチケットの新規販売は停止されているところであるが、さらに、周知期間終了後（遅くとも8月29日）から、上記①及び②を満たさないチケットの新規販売の停止を継続又は実施すること。

- 上記周知期間後に販売開始されるものは、上記①及び②を満たすこと。

（２）重点措置区域である都道府県

① 催物の開催制限の目安等

- 基本的対処方針の三（３）９）等に基づき、催物開催の目安を以下のとおりとする。
- 5,000人を上限とすること。
- 上記人数要件に加え、収容率の目安として、令和2年11月12日付け事務連絡1.（１）②のとおり取り扱うこと。なお、大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。具体的には、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、「同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない」としているのは、家族等の日頃行動を共にするグループ内であれば、催物中間隔を空けずに着席しても、感染リスクは大幅には増加しない（日頃の行動における感染リスクと比べれば捨象しうる）と考えられるため、その趣旨に照らし、各都道府県において、適切に周知広報を行うこと。

- また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、令和2年11月12日付け事務連絡1.（２）のとおり取り扱うこと。

② 営業時間短縮等の要請

- 営業時間の目安について、地域の感染状況、施設の要請・働きかけ等を踏まえ、各都道府県が適切に判断すること。また、判断に際しては、上記（１）②に留意すること。

なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の

要請対象とする必要はない。

③ チケット販売の取扱い

- 高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県においては、本事務連絡が発出された日から、最大３日間（８月２６日～８月２８日）の周知期間終了時点（遅くとも８月２８日）までにチケット販売が開始された場合（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）には、周知期間終了時点（遅くとも８月２８日）までに販売されたものに限り、上記①及び②は適用せず、各都道府県が定めた周知期間までに販売したチケットをキャンセル不要と扱うこと。

また、これまでの事務連絡のとおり、各地域での目安に応じ、その目安を満たさないチケットの新規販売は停止されているところであるが、さらに、周知期間終了後（遅くとも８月２９日）から、上記①及び②を満たさないチケットの新規販売の停止を継続又は実施すること。

上記周知期間後に販売開始されるものは、上記①及び②を満たすこと。

（３）緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱い

基本的対処方針の三（３）８）等に基づき、特定都道府県又は重点措置区域から除外されてから約１か月間の経過措置として、当該期間中の催物開催の目安については、令和３年７月８日付け事務連絡１．

（３）のとおり目安等を取り扱うこと。

なお、当該期間中であっても、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に再び公示された場合についても、上記（１）及び（２）によること。

（４）その他の都道府県

令和２年１１月１２日付け事務連絡１．のとおり目安等を取り扱うこと。

（５）留意事項

① 人数上限及び収容率要件の解釈について

上記の人数や収容率の要件の解釈については、令和３年２月２６日付け事務連絡１．（１）②のとおり取り扱うこと。

② 都道府県による事前相談等について

各都道府県においては、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴

うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

これまでも多くの都道府県において取り組んでいただいているところであるが、主催者等がイベント開催に係る事前相談、質問を行う場合に対応する観点から、相談窓口の設置（都道府県が基本的対処方針上の目安より厳しい基準を設定し既販売分チケットの払い戻しを求める場合も含め、問い合わせ等の増加や休日対応の必要性が見込まれる場合等は、必要に応じ当該窓口の増強）等、必要な体制構築に努め、事業者の相談等に適切に対応すること。

③ 感染拡大防止に必要な取組の継続等

各都道府県及び関係各府省庁においては、令和2年9月11日付け事務連絡、同年11月12日付け事務連絡、令和3年2月26日付け事務連絡、令和3年6月17日付け事務連絡など、これまでの事務連絡に示された催物の開催制限、業種別ガイドラインの遵守徹底等に必要な取組等を継続すること。

④ 本目安の扱い

本目安については、各都道府県において、感染状況に応じて、国として示した目安より厳しい基準を設定しうることに留意し、各地域の感染状況等に応じて、各都道府県が適切に判断すること。

⑤ 法第24条第9項に基づく要請等を行う場合の留意事項について

要請等については、個々の事業者や施設管理者等を対象として行うことは差し支えないが、当該要請等は行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第1項第6号の行政指導に該当すると考えられることから、同法及び各都道府県の行政手続条例に則り、当該要請の趣旨及び内容並びに責任者を相手方に明確に示す必要があることに留意すること。

また、個々の事業者や施設管理者等に対して要請等を行う判断の考え方や基準について合理的説明が可能であり、公正性の観点からも説明ができるものになっているかといった観点からも検討を行うこと。

⑥ 収容率の目安判断に当たっての留意事項について

令和2年9月11日付け事務連絡及び同年11月12日付け事務連絡において、実際のイベントが大声での歓声、声援等が想定されるか否かについては、当該事務連絡の別紙として各種イベントの分類を例示したうえで、「各都道府県が、当該例示も踏まえ、イベントの特性に応じて収容率の目安を適用することとなる」とされているが、個別イベントの態様・実績等を踏まえながら個別具体的に判断する必要があることに留意すること。

具体的には、主催者等がイベントの特性に照らして収容率上限を10

0%とする扱いが適切と考える場合であって、都道府県が上記事務連絡別紙の例示も踏まえ特に確認が必要であると判断するときは、各都道府県は、下記のとおり、事前相談に当たって主催者等から提出された実績疎明資料を基に実績を確認し、収容率の目安を主催者等に連絡すること。

また、各都道府県及び関係各府省庁は、別紙4に基づく事務手続きを行うため、下記のとおり事前相談及び事後フォローアップの体制を構築すること。

なお、参加人数が1,000人以下で都道府県への事前相談の対象とならないイベントにおいて、主催者等がイベントの特性に照らして収容率上限を100%とする扱いが適切と考える場合は、主催者等は、実績疎明資料・チェックリスト、結果報告資料をHP等で公表し、イベントから1年間保管することとする。原則、都道府県や関係各府省庁への提出は不要とするが、大声・歓声等の発生等の問題が発生した場合には、結果報告資料を提出すること。

(I) 大声での歓声、声援等が想定されるか否か

ア 実績・実態を踏まえた判断

各都道府県は、事前相談以前の1年間における実績について、資料に基づき確認を行うこととする。

具体的には、

- 食事を伴わないイベントであることを計画書等により確認する。
なお、令和2年11月12日付け事務連絡1.(1)②ア)のとおり、「映画館等(飲食を伴うものの発声がないもの)」については、同事務連絡別紙2に記載した条件がすべて担保されることが確認されるときは、「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うことができる。
- 当該イベントの出演者・チームについて、過去イベントの音声又は動画がある場合は、ファン・来場者層の実態が確認できることから、当該データを実績疎明資料とし、総合的に判断する。
- 当該イベントの出演者・チームについて、過去イベントの音声又は動画がない場合は、ファン・来場者層の実態が確認できないことから、大声防止策を講じる主催者等の対策の内容を確認する。

主催者等が、大声・歓声等なしのイベントを開催したことがある場合は、

- 当該類似イベントの音声又は動画のデータ
- 来場者層の類似性の説明(音楽ジャンル、来場者の属性等を説明すること)

- 当該類似イベントの対策と同種の対策を講じることを示す計画書

を実績疎明資料とし、これらに基づき総合的に判断する。

主催者等が、大声・歓声等なしのイベントを開催したことがない場合は、収容率上限１００％を適用することは認められない。

イ 大声・歓声等が発生した場合の収容率上限１００％の適否の考え方
各都道府県において、以下のとおり取り扱うこと。

- 新規イベントの出演者・チームが、大声・歓声等が発生したイベントの出演者・チームの範囲に収まる場合は、前者について収容率上限１００％を適用することは認められない。
- 新規イベントの出演者・チームに、大声・歓声等が発生したイベントの出演者・チーム以外の者を含む場合は、前者について収容率上限１００％を適用することが認められる。

（Ⅱ）事前相談及び事後フォローアップ

ア イベント開催前

イベント主催者等は、イベント開催の２週間前までに、収容率上限に係る相談及び実績疎明資料の提出を各都道府県に行うこととする。なお、一定期間の間に反復的に同一施設を使用する場合には、一括して事前相談を行ってもよいこととする。

各都道府県は、次の対応を行うこと。なお、令和３年６月３０日付け事務連絡「催物の開催に係る事前相談等の際のフォーマット等について」において、フォーマットのひな形・連絡先等を示しているので、留意されたい。

- ✓ ＨＰ等にイベント開催時に必要な感染防止策のチェックリスト、大声・歓声等なしの実績疎明資料、結果報告資料等のフォーマットを掲載・公表し、主催者等が入手可能な状態とすること。
- ✓ 事前相談に際して、主催者等からイベント開催時に必要な感染防止策のチェックリストの提出を受けること。
また、主催者等がイベントの特性に照らして収容率上限を１００％とする扱いが適切と考える場合は、併せて大声・歓声等なしの実績疎明資料の提出を受けること。
その際、主催者等が資料を電子媒体で提出できるよう、メールアドレス等の連絡先を設けること。
- ✓ 提出された資料を確認の上、イベント主催者等の事情にも配慮しつつ、早期に連絡を行うこと。
- ✓ 収容率上限の基準について５０％である旨連絡した後、主催者等

が資料を修正・再提出した場合には、各都道府県が再確認した結果、収容率上限１００％と改めて連絡を行うことは妨げられない。

イ イベント開催後

各都道府県及び関係各府省庁は、次の対応を行うこと。

- ✓ 主催者等から、イベント開催時の結果報告資料の提出を受け、内容を確認すること。なお、開催時、適切な感染防止策が講じられなかった場合や、大声・歓声等が発生したにも関わらず制止ができなかった場合には、改善策の提示を結果報告資料において求めることとする。
- ✓ 関係各府省庁においては、専門家、業界団体と連携し、業界の感染防止策実施状況について確認する、問題発生事例を踏まえ業種別ガイドラインを改訂する等、適切なフォローアップを行うことが望ましい。

ウ 問題が確認された主催者等への対応

各都道府県及び関係各府省庁は、次の対応を行うこと。なお、大声・歓声等の発生、感染防止策不徹底等の問題については、その程度も様々であり、主催者等の責によらない場合も想定されるため、具体的な報告内容を踏まえ、十分な対策を講じていなかった場合等については、後記の収容率上限１００％の適用を停止する措置を行うこととする一方、主催者の責によらず大声が少ない回数生じた等、問題が小さく、かつ、実現可能性の高い適切な再発防止策が示される場合については、後記の収容率上限１００％の適用を停止する措置は行わない等、主催者等の報告が過度な不利益に繋がらないよう配慮すること。

- ✓ イベント主催者等の制止ができない程度に大声・歓声等が発生した場合には、発覚時から３か月の間又は関係各府省庁が実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間のいずれか遅い時点まで、当該アーティスト等のイベントについて収容率上限１００％の適用を行わないこと。
- ✓ 感染防止策不徹底であった場合は、発覚時から３か月の間又は関係各府省庁が実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間のいずれか遅い時点まで、当該主催者等のイベントについて収容率上限１００％の適用を行わないこと。
- ✓ 上記の双方に該当する場合には、いずれか遅い時点を基準とすること。
- ✓ 結果報告資料において、虚偽の記載等が発覚した場合には、発覚時から６か月の間又は関係各府省庁が実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間のいずれか遅い時点まで、当該主催

者等について収容率上限１００％の適用を行わないこと。

- ✓ 上記のアーティスト・主催者等の情報を集約し、定期的に各都道府県と関係各府省庁の間で共有すること。各都道府県は関係各府省庁から共有される情報も踏まえ、事前相談の際に主催者等に対して収容率上限を連絡すること。

なお、当該基準の適用に当たっては、問題確認時以降に各都道府県に対して事前相談を行うイベントを対象とするものとし、既に事前相談を終えたイベントは対象とならないこととする。

- ✓ 関係各府省庁においては、上記判断を行うに当たって、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室と十分連携を図ること。

⑦ 目安が示されていない期間等における取扱い

イベント主催者等による事前相談等に当たっては、都道府県は、９月以降のチケット販売を含め、地域の感染状況にかかわらず、全国的な感染状況に鑑み、当面の間、本事務連絡１．（４）に基づく其他都道府県の目安、又は、措置期間中・解除後の措置期間に当てはまる場合においては当該措置の目安を超えるチケット販売については慎重な取扱いを促すこと。

⑧ 各種イベント・行事の開催判断に当たっての留意事項

各種イベント・行事の開催判断に当たっては、感染防止策の適切な実施、開催規模・時期の見直し、検査の勧奨等といった感染症対策の観点に加え、例えば、部活動等における成果を発揮する場として全国大会等の開催は重要であること等、個々の行事が有する事情に鑑み、開催のあり方を個別具体的に検討する必要がある。関係各府省庁及び各都道府県においては、各種イベント・行事の開催判断に際して、各部局間の調整等を適切に実施し、感染防止策の徹底を図るとともに、各行事・イベントの趣旨を踏まえつつ、開催のあり方を適切に判断すること。

２．施設の使用制限等

（１）特定都道府県

特定都道府県は、法施行令第１１条第１項に規定する施設であるか否かにかかわらず、関係機関とも連携し、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。加えて、法施行令第１１条第１項に規定する施設を対象に、以下の要請又は働きかけを実施すること。

なお、特定都道府県が各種要請を行う場合にはエッセンシャルワーカーの事業環境を踏まえた配慮を行うなど、適正な法運用を図ること。

① 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等（第４５条第２項等）

(Ⅰ) 飲食店（第 14 号）

特定都道府県は、基本的対処方針三（３）３）に基づき、法第 45 条第 2 項等に基づく、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く。）に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対して、20 時までの営業時間の短縮の要請を行うこと。

(Ⅱ) 遊興施設（第 11 号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている飲食店及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店（ただし、次の③に示す施設を除く。）

特定都道府県は、基本的対処方針三（３）３）に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている飲食店及び食品衛生法上における飲食店営業許可を受けていないカラオケ店に対し、前記（Ⅰ）と同様の要請を行うこと。

(Ⅲ) 結婚式場

特定都道府県は、基本的対処方針三（３）３）に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場に対し、前記（Ⅰ）と同様の要請を行うこと。

それに加えて、特定都道府県は、結婚式場が大人数の飲食を伴う場であることから、できるだけ短時間（例えば 1.5 時間以内）で、なるべく少人数（50 人又は収容定員の 50% のいずれか小さいほう）で開催するように働きかけること。

なお、結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求めるものとする。

(Ⅳ) その他留意事項

特定都道府県は、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として全ての施設に対して実地に働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うこと。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかけること。

② 集客施設への要請等（第 24 条第 9 項等）

入場者の整理等、店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけに加え、下記のとおり運用すること。

(Ⅰ) イベント関連施設等

下記の施設については、本事務連絡 1.(1)①に基づく目安(① 5,000 人以下、②収容定員の 50%以内の人数、又は、収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離(1m)の確保、③ 21 時までの営業時間短縮)での運用を要請すること。

なお、イベントを開催する以外の場合等には、③について、20 時までの営業時間短縮の要請(1,000 平米超)又は働きかけ(1,000 平米以下)を行うこと(①②はイベント開催の有無に関わらず適用される)。

- 劇場、観覧場、演芸場、映画館(※)など(第 4 号)
- 集会場、公会堂(第 5 号)
- 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール(第 6 号)
- ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)(第 8 号)

※映画館については、床面積が 1,000 平米を超える場合は上映期間において、21 時までの営業時間短縮の要請を行い、1,000 平米以下の場合は働きかけを行うこと。

(Ⅱ) イベントを開催する場合がある施設

下記の施設については、本件事務連絡 1.(1)に基づき、① 5,000 人以下、②収容定員の 50%以内の人数、又は、収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離(1m)の確保での運用を要請すること。

それに加えて、③ 1,000 平米超のものについては 20 時までの営業時間短縮要請、1,000 平米以下のものについては 20 時までの営業時間短縮の働きかけを行うこと。

なお、イベントを開催する場合は、③について、21 時までの営業時間短縮の要請等を行うこと(①②はイベント開催の有無に関わらず適用される)。

- 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ヨガスタジオなど(第 9 号の一部)
- 博物館、美術館など(第 10 号。ただし、次の③に示すとおり、図書館を除く。)

(Ⅲ) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

下記の施設については、1,000 平米超のものについては 20 時までの営業時間短縮要請、1,000 平米以下のものについては 20 時までの営業時間短縮の働きかけを行うこと。

- 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療用製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場等、生活必需物資は除く。）（第7号）
- マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど（第9号の一部）
- 遊興施設のうち、前記①に該当しない施設（第11号。ただし、次の③に示す施設を除く。）
- サービス業を営む店舗（第12号。ただし、銭湯、理美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング屋などの生活必需サービスは除く。）

なお、法施行令第11条第1項第7号施設等1つの施設に複数のテナントが入っている場合には、施設管理者への要請がテナント契約を通じ、各テナントに反射的に及ぶこととなるが、テナントの施設類型ごとに別途要請を行うことは可能であること。その際には、原則として、テナントはより強い要請の対象になるものであること（例えば、百貨店内部のテナントである飲食店は、百貨店全体に対する法第24条第9項に基づく要請が反射的に及ぶだけでなく、テナント自体が法第45条第2項に基づく要請の対象となる）。

この際、都道府県が基本的対処方針や事務連絡等において定めるベースラインとして施設全体に休業要請等を行う場合には、公平性の観点から、テナントは等しく休業要請等の対象となる点、留意されたい。

一方で、例えば、施設全体に原則20時までの営業時間短縮の要請を行う場合であっても、知事判断により、イベントを開催するテナント（イベント関連施設と同視しうる劇場等）やテナントである映画館に限り、例外的に営業時間終了時刻を21時までとする要請を行うなど、営業時間短縮要請の場合には、施設管理者に対し施設の一部を例外扱いとする要請を行うことも妨げられない。

また、本事務連絡においては、前述のとおりベースラインを営業時間短縮の要請等としているところ、知事の判断により一層厳しい措置である休業を要請する場合には、生活必需品売場のみならず、特定のテナントを要請対象から除くことも妨げられない。

③ ①及び②以外の法施行令第11条第1項の施設

（Ⅰ）幼稚園、学校（第1号）、保育所、介護老人保健施設等（第2

号)、大学等(第3号)、自動車教習所、学習塾等(第13号)

感染防止策の徹底を要請することに加え、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請すること。

(Ⅱ) 図書館(第10号)

感染防止策の徹底を要請することに加え、入場整理等を働きかけること。

(Ⅲ) ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設(第11号)

感染防止策の徹底を要請することに加え、入場整理、酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)・カラオケ設備使用の自粛等を働きかけること。

④ 留意点

(Ⅰ) 前記①から③までに示した施設は、あくまでも例示であり、各特定都道府県知事は、施設の具体的な態様に応じ、取扱いを決定すること。また、特定都道府県知事は、基本的対処方針三(3)3)に基づき、前記①から③までに示した取扱いとは別途の取扱いを行うことができることに留意すること。この場合、要請を行う判断の考え方、必要性等について、対象となる事業者等に丁寧な説明に努めること。休業等の要請に応じている施設と応じていない施設との公平性を保つことができるよう、命令等の適切な運用を図ること。前記①から③までに示した取組よりも緩やかな取扱いを行うことは、慎重に検討するとともに、仮にそのような取扱いをしようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

(Ⅱ) 特定都道府県は、基本的対処方針三(3)3)に基づき、知事の判断により、法第45条第2項等に基づき、人数管理、人数制限、誘導等の「入場者の整理等」「入場者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、法施行令第12条に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)に置き換わりが進み、急速に感染が拡大している中、法第45条第2項に基づき、大規模商業施設の管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。また、感染リスクが高い場面とされた百貨店の地下の食品売り場等についても、法第24条第9項に基づき、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。また、上記の要請に際しては、以下のような例示を参考に、人が密集すること等を防ぐための入場整理等

を行うよう事業者に要請するとともに、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけること。その際には、人数管理・人数制限等について、例えば以下のような方法があることに留意すること。

なお、ここでいう「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方を含むものである。

- 施設全体での措置

- ✓ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
- ✓ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う

- 売場別の措置

- ✓ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う
- ✓ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
- ✓ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

(Ⅲ) 特定都道府県は、法第24条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。

(Ⅳ) 関係各府省庁においては、関係団体への周知等、上記施設における要請の遵守徹底、感染防止対策の徹底等に必要な措置を講じること。

(Ⅴ) 本事務連絡2.(1)②(Ⅰ)及び(Ⅱ)の施設におけるイベント開催等に当たっては、本事務連絡「1.(1)③チケット販売の取扱い」を準用すること。

(2) 重点措置区域である都道府県

重点措置区域である都道府県は、法施行令第11条第1項に規定する施設であるか否かにかかわらず、関係機関とも連携し、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。加えて、基本的対処方針の三(3)9)等に基づき、法施行令第11条第1項に規定する施設を対象に、都道府県知事の判断により、以下の要請又は働きかけを行うこと。

なお、各都道府県が各種要請を行う場合にはエッセンシャルワー

カーの事業環境を踏まえた配慮を行うなど、適正な法運用を図ること。

① 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等(第31条の6第1項等)

基本的対処方針三(3)9)等に基づき、各知事が定める期間及び区域において、以下のとおり取り扱うこと。

なお、地域の感染状況等に応じて、各知事の判断により、各知事が定める区域以外の地域において、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。また、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地において、働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うこと。

(I) 飲食店(第14号)

宅配・テイクアウトを除き、原則として、20時までの営業時間の短縮を要請するとともに、酒類の提供を行わないよう要請すること。ただし、酒類の提供は、感染が下降傾向にある場合には、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により、基本的対処方針三(3)8)及び9)で別途通知することとされている、令和3年6月17日付け事務連絡「まん延防止等重点措置区域における酒類提供について」において示す「一定の要件」を満たした店舗において19時まで提供できるとするなど、一定の緩和を行うことができることに留意することとし、酒類提供を認める場合には「一定の要件」又はそれより厳しい適切な基準を設定すること。

また、これまでの事務連絡のとおり、今後、第三者認証飲食店により紐づけた取扱いの変更が想定される。そのため、引き続き、第三者認証制度の普及及び同制度への確実なインセンティブ付与を速やかに検討し、同制度の普及及び適用店舗の拡大を図ること。

その際インセンティブ付与として、例えば、都道府県知事の判断により、第三者認証制度の取得する飲食店に限り、重点措置期間中の酒類提供を認めることも可能であり、導入の進展に応じ、第三者認証の活用を速やかに検討すること。

なお、適切に感染対策を講じている飲食店が適正に評価されるためにも、各都道府県で運用されている第三者認証制度の質を担保することが重要であることから、令和3年7月2日付け事務連絡「飲食店第三者認証制度の感染拡大防止対策フィードバックシステムについて」で示したとおり、当該システムの運用開始後はその情報も

活用すること。

加えて、令和3年4月16日付け事務連絡「飲食店におけるさらなる感染防止対策の徹底について（改定その2）」において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間が終了するまでに重点措置区域内の飲食店全店舗の感染症対策の見回りを依頼したところであり、休業の理由により見回り調査が行えていない店舗等を中心に、継続して見回りを行うための体制を構築すること。そのため、重点措置区域である都道府県において、感染が下降傾向にあり、「一定の要件」を満たす飲食店に対して、酒類提供を認める場合には、あらかじめ国と連携するため、見回り実施計画書を提出すること。なお、見回りが一巡した際にはその旨を報告すること。

業種別ガイドライン（特に基本4項目。アクリル板等（パーティション）の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底）を遵守するよう要請を行うものとする。その際、上記要請事項の遵守状況を個別に確認し、ガイドラインを遵守していない飲食店等に対する個別の要請を検討すること。休業等の要請に応じている施設と応じていない施設との公平性を保つため、要請に応じない場合には、速やかに、命令等の手続きを開始し、命令を行った店舗名については公表を積極的に行うこと。公表する際には、令和3年7月8日付け事務連絡「特措法に基づく命令違反に係る過料決定店舗公表の留意事項等について（周知）」のとおり取り扱うこと。また、命令等を行い公表する店舗については、その旨を当室に報告すること。

（Ⅱ）遊興施設（第11号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている飲食店

前記（Ⅰ）と同様の要請を行うこと。なお、ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合は、後記②の要請又は働きかけを含め、営業時間短縮要請等の対象にしないこと。

（Ⅲ）結婚式場

基本的対処方針三（3）9）等に基づき、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場に対し、前記（Ⅰ）と同様の要請を行うこと。

なお、結婚式をホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）で行う場合も同様の条件を求めるものとする。

（Ⅳ）その他留意すべき要請事項

いわゆる昼カラオケ等でクラスターが多発している状況に鑑み、

飲食を主として業としている店舗及び結婚式場において、カラオケを行う設備を提供している場合、当面当該設備の利用自粛を要請すること。その上で、地域における感染状況やワクチン接種の状況を踏まえ、都道府県知事の判断で緩和を検討すること。

なお、本事務連絡では、いわゆる昼カラオケ等でのクラスター事例が多発していることから、例えば、昼営業のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛等を想定しており、カラオケボックス等への要請を想定するものではないことに留意されたい。

- ② ①以外の法施行令第11条第1項に規定する施設（特に大規模な集客施設）（第24条第9項等）

基本的対処方針三（３）９）等のとおり、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、基本的対処方針の記載事項に加え、飲食店等以外の法施行令第11条第1項に規定する施設（特に大規模な集客施設）について、都道府県知事の判断により、入場者の整理等、飲食店と同様の店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）自粛の働きかけに加え、下記のとおり運用すること。

なお、飲食店に対して酒類の提供を行わないよう要請した上で、感染が下降傾向にある場合には、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で、「一定の要件」を満たした店舗において19時まで提供できることとするなど、緩和を行うことができるものとしていることに留意し、適切な働きかけを行うこと。また、飲食店等以外の法施行令第11条第1項に規定する施設の内部に飲食店等が存在している場合、当該飲食店等は、本事務連絡2.（２）①の要請等の対象であることにも併せて留意すること。

（Ⅰ）イベント関連施設等

本事務連絡2.（１）②（Ⅰ）の施設については、

- ① 本事務連絡1.（２）①に基づく目安による人数上限、収容率の目安に沿った運用
- ② 営業時間を当該都道府県におけるイベントの営業時間短縮の目安までとする要請（ただし、イベント開催以外の場合は、営業時間短縮の要請（1,000平米超）又は働きかけ（1,000平米以下））

を行うこと。

※映画館については、上映期間において、当該都道府県におけるイベントの営業時間短縮の目安までとする要請（1,000平米超）

又は働きかけ（１，０００平米以下）を行うこと。

（Ⅱ）イベントを開催する場合がある施設

特に措置区域においては、本事務連絡２．（１）②（Ⅱ）の施設については、

① 本事務連絡１．（２）①に基づく目安による人数上限、収容率の目安に沿った運用

② １，０００平米超のものについては営業時間短縮要請、１，０００平米以下のものについては営業時間短縮の働きかけ

を行うこと。

なお、イベントを開催する場合には、当該都道府県におけるイベントの営業時間短縮の目安を適用すること。

（Ⅲ）参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

特に措置区域においては、本事務連絡２．（１）②（Ⅲ）の施設については、１，０００平米超のものについては営業時間短縮要請、１，０００平米以下のものについては営業時間短縮の働きかけを行うこと。

③ 留意点

（Ⅰ） 知事は、前記①②に示した取扱いとは別途の取扱いを行う場合、要請を行う判断の考え方、必要性等について、対象となる事業者等に丁寧な説明に努めること。休業等の要請に応じている施設と応じていない施設との公平性を保つことができるよう、命令等の適切な運用を図ること。

（Ⅱ） 都道府県は、基本的対処方針三（３）９）等に基づき、知事の判断により、法第３１条の６第１項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、法施行令第５条の５に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。

B. 1. 617. 2系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大している中、法第３１条の６第１項に基づき、大規模商業施設の管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。また、感染リスクが高い場面とされた百貨店の地下の食品売り場等について、法第２４条第９項に基づき、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。

要請に際しては、法第３１条の６第１項に基づく要請は、業態に属

する事業を行う者（上記②においては、飲食サービスの提供や、法施行令第11条第1項に規定する施設において事業を行うという営業形態に着目している）に対し行うものであることに留意すること。

なお、ここでいう「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方を含むものであることに留意すること（令和3年8月17日基本的対処方針の改定を踏まえて、令和3年8月5日付事務連絡2.等については、運用を変更することに留意すること）。また、「入場をする者の整理等」と「入場者の整理等」は、本事務連絡以後同義であることを留意されたい。

(Ⅲ) 都道府県は、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、措置区域において、都道府県知事の判断により、飲食店等以外の法施行令第11条第1項に規定する施設（特に、大規模な集客施設）について、本事務連絡2.（1）④（Ⅱ）で示したような例示を参考に、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけ等を行うこと。

(Ⅳ) 措置区域以外の施設に係る営業時間短縮の要請又は働きかけを行う場合は、基本的対処方針三（3）9）等のとおり、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、飲食店等以外の法施行令第11条第1項に規定する施設（特に、大規模な集客施設）についても、営業時間短縮や入場整理等について同様の働きかけを行うことを基本に、各都道府県において適切に判断すること。

(Ⅴ) 本事務連絡2.（2）②（Ⅰ）及び（Ⅱ）の施設におけるイベント開催等に当たっては、本事務連絡「1.（2）③チケット販売の取扱い」を準用すること。

(3) 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱い

①緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県

(Ⅰ) まん延防止等重点措置を実施すべき区域となった場合

上記（2）のとおり取り扱うことを基本とする。

(Ⅱ) まん延防止等重点措置を実施すべき区域とならなかった場合

下記（4）の取扱いに向けて、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、対策を段階的に緩和することとなる。具体的には、下記の点に留意し、要請等を行うこと。

なお、再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行いつつ、迅速かつ適切に取組の強化を図ること。

ア 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等（第２４条第９項）

法第２４条第９項に基づく営業時間の短縮の要請については、当面継続することとし、その後、地域の感染状況を踏まえながら、段階的に緩和すること。

営業時間及び対象地域等については、地域の感染状況に応じ、各都道府県知事が適切に判断すること。

飲食を主として業としている店舗及び結婚式場において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用自粛を要請すること。その上で、地域における感染状況やワクチンの接種状況を踏まえながら、都道府県知事の判断で緩和を検討すること。

なお、本事務連絡では、いわゆる昼カラオケ等でのクラスター事例が多発していることから、例えば、昼営業のスナック、カラオケ喫茶等における設備の利用自粛等を想定しており、本事務連絡（２）①（Ⅳ）で記載のとおり、カラオケボックス等への要請を想定するものではないことに留意されたい。

イ 飲食店以外の法施行令第１１条第１項に規定する施設

地域の感染状況等を踏まえながら、各都道府県知事の判断により、営業時間短縮等の要請（法第２４条第９項）又は働きかけ（法第２４条第９項にはよらない）を行うこと。

②まん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外された都道府県

上記（３）①（Ⅱ）と同様に取り扱うこと。

③ 留意点

上記（３）①及び②の運用に当たっては、本事務連絡「１．（３）

③チケット販売の取扱い」を準用すること。

（４）その他の都道府県

令和３年２月４日付け事務連絡２．（３）のとおり取り扱うこと。

（５）補足事項

以上の施設の使用制限等に係る取扱いの補足である令和３年５月１４日付け事務連絡「令和３年５月１４日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の補足について」の記載事項を踏まえ、運用すること。

3. 外出の自粛等

「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日の分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を活用して住民に周知を行うこと。

(1) 特定都道府県

特定都道府県においては、法第45条第1項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うこと。特に、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出の半減を住民に強力に呼びかけること。また、20時以降の不要不急の外出自粛、外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底すること。また、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。

なお、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、投票、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持等のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とすること。

関係各府省庁は、航空・旅行事業者に対し、以下の協力の依頼等を行うこと。

- ・ 特定都道府県発着の渡航者、特に沖縄県に向かう渡航者に対して、ワクチンを2回接種していない場合に出発前検査を受けることを強く要請すること。出発前の時間的余裕が無い場合は、到着後に検査を受けるよう強く要請すること。
- ・ 渡航者が渡航をキャンセル・延期した場合の柔軟な対応や、航空券・旅行商品のキャンセル・延期に係る料金を無料にする措置をとっている場合にはその周知徹底など、不要不急の移動を止めることについて一定の配慮をすること。

特定都道府県は、人の流れの抑制につなげる観点から、交通事業者に対し、エッセンシャルワーカーへの配慮や利用者への周知を図りつつ、地下鉄、バス等の交通事業者に対して、終電の繰上げや主要ターミナル

における検温の実施等、必要な協力の依頼等を行うこと。また、事業者に対して、屋外照明（防犯対策上、必要なものを除く）の夜間消灯等、必要な協力の依頼等を行うこと。

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに、実地の呼びかけ等を強化するものとする。また、事業者に対して、屋外照明（防犯対策上、必要なものを除く）の夜間消灯等、必要な協力の依頼等を行うこと。

（２）重点措置区域である都道府県

各都道府県は、法第31条の6第2項に基づき、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。また、B.1.617.2系統の変異株（デルタ株）に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、感染拡大を防止する観点から、混雑した場所等への外出の半減を住民に強力に呼びかけること。法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること及び感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。その際、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えるように促すこと。

関係各府省庁は、航空・旅行事業者に対し、渡航者が渡航をキャンセル・延期した場合の柔軟な対応や、航空券・旅行商品のキャンセル・延期に係る料金を無料にする措置をとっている場合にはその周知徹底など、不要不急の移動を止めることについて一定の配慮をするよう、協力の依頼等を行うこと。

各都道府県は、法第24条第9項に基づき、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や自粛の要請等を行うとともに、実地の呼びかけ等を強化するものとする。

（３）緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の取扱い

①緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県

当面、法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出の自粛について協力の要請を行うこと。その後、地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和すること。また、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。

②まん延防止等重点措置を実施すべき区域から除外された都道府県

下記（４）のとおり取り扱うことを基本とすること。ただし、感染状況に応じ、まん延防止等重点措置における外出・移動に係る要請から、都道府県知事の判断により、必要な対策を段階的に緩和すること。

（４）その他の都道府県

帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数での会食を控える等注意を促すこと。また、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えるように促すこと。なお、感染が拡大している都道府県においては、当該都道府県と感染が落ち着いている都道府県との間の移動や、感染が拡大している都道府県内における移動のあり方について、都道府県知事が感染状況を踏まえ、適切に判断すること。

感染が拡大している地域において、こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促すこと。特に発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促すこと。業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促すこと。感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

関係各府省庁は、航空・旅行事業者に対し、渡航者が渡航をキャンセル・延期した場合の柔軟な対応等について、感染が拡大している地域への不要不急の移動を止める観点から一定の配慮が可能な場合には協力をするよう、検討依頼等を行うこと。

（５）検査の勧奨

都道府県は、地域の事情に応じて、各知事の判断により、遠隔地からの帰省・旅行等に際して、感染防止策を徹底するとともに、出発前又は到着地で検査を受けるよう、勧奨等を徹底すること。具体的には、域外からの渡航者の流入経路、検査能力、医療提供体制の脆弱性などを総合的に勘案し、域外からの渡航者に対し、航空機等による渡航の数日前に検査機関でPCR等検査を受けることを勧奨することとし、必要に応じ、出発地での検査勧奨・支援や到着地の検査体制整備を検討すること。また、検査後であっても、当日までに症状が現れた場合は検査結果にかかわらず再度検査を受け直すなど、必要な対応を促すこと。

関係各府省庁及び都道府県は、これらの検査の勧奨等に関して、航空・旅行事業者等に対し、渡航者への周知・情報提供等、必要な協力の依頼等を行うこと。

(6) 営業時間短縮等の要請の対象区域等における割引支援事業等の取扱いについて

各都道府県が実施する旅行・外食に係る割引支援事業等(いわゆる「都道府県民割」を含む、宿泊割引、クーポン券等による支援。)について、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する観点から、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言「感染再拡大(リバウンド)防止に向けた指標と考え方に関する提言」(令和3年4月15日)を踏まえ、以下の事項を周知するので、各都道府県において留意されたい。

- ① 割引支援事業等については、新型コロナウイルス感染症対策に係る要請と整合的な運用を行うこととし、支援措置の一時停止・再開等の対応を適切に実施されたい。

具体的には、特定都道府県、まん延防止等重点措置における措置区域、ステージⅢ相当の強い対策を行っている区域(飲食店の営業時間短縮要請の対象区域等)については、当該要請の対象区域・期間における旅行・外食に係る割引支援事業等を一時停止するなど、要請と支援措置が整合的になされるよう、対応を検討されたい。

その際、当該区域発・着いずれの場合についても、支援対象外とすることが適当と考えられる。

- ② なお、要請対象を最低限の業態に限定(例:酒類提供飲食店)し、単一市町村のみを区域とするなど、焦点を絞った対策を予防的に講じる場合についても、将来的な感染拡大リスク等を勘案し、都道府県民等への誤ったメッセージとならないように、割引支援事業等の実施・継続は慎重に判断されたい。

4. 昨今の感染状況及び最新のエビデンスを踏まえた業種別ガイドラインの改訂並びに遵守・徹底等について

- ① 感染力の強いデルタ株を前提とした業種別ガイドラインの改訂等

関係各府省庁においては、B.1.617.2系統の変異株(デルタ株)に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、基本的対処方針二⑦等に基づき、各業界等に対し、業種別ガイドラインの改訂を行うことを促すとともに、業種別ガイドラインの遵守・徹底に向けた適切な助言、クラスター発生時の適切な対応、PDCAサイクルの構築等、感染防止策の徹底に向けた取組を継続されたい。

- ② 職場における感染防止対策の徹底

関係各府省庁及び都道府県は、職場においては、感染防止のための取組や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場で

の「居場所の切り替わり」に注意するよう周知すること。

具体的には、共用部分（休憩室、更衣室、喫煙室、食堂、トイレ等）を中心とする以下のような感染対策の呼びかけを行うこと。

- 共有する物品（テーブル、椅子など）は、定期的に消毒する。
- 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。
- 会議室の換気を徹底する。会議の時間を短くするよう工夫する。
- 食事、着替え、喫煙などでマスクを着用していない時は、会話を控えるとともに、会話をする場合は、必ずマスクを着用することを徹底する。
- 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、できる限り2mを目安に顔の正面から距離を確保するよう努め、一定数以上が同時に休憩スペースや喫煙スペースに入らないよう、休憩スペースや喫煙スペースの追設や休憩時間をずらすなどの工夫を行う。
- 屋内休憩スペースについては、常時換気を行うなど、3つの密を防ぐことを徹底する。
- 食堂などで飲食する場合は、利用時間をずらす、椅子を間引くなどにより、顔の正面からできる限り2mを目安に距離を確保するよう努める。施設の制約などにより、これが困難な場合も、人数制限や利用時間をずらすことなどにより、できる限り身体的距離を確保できるように努め、会話を控えるとともに、食事中以外は必ずマスクを着用することを徹底する。
- こうした取組に加え、食堂や喫煙所、休憩・休息スペースにおいて密が発生しないよう配慮する。具体的には、十分な距離を確保できるよう、施設の態様に応じ、あらかじめ目標とする収容人数を定め、従業員に対し、掲示・各種連絡等で混雑時間帯の利用回避等を周知する、入場を制限する等により、目標とする収容人数を超えないよう努める。

また、関係各府省庁及び都道府県においては、当分の間、感染が拡大している地域への出張等は極力控えるとともに、どうしても避けられない場合には、基本的な感染防止策を徹底するよう求めることはもとより、出発前検査の実施を図るよう徹底し、関係団体等に対して、企業等への周知・情報提供等の必要な協力の依頼等を行うこと。

5. 各都道府県における要請等の速やかな公表及び適切な周知期間の設定について

これまでも多くの都道府県において取り組んでいただいているとこ

ろであるが、要請等の対象となる事業者の準備期間を確保する観点から、都道府県は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置における取組について、速やかに公表を行い、適切な周知期間が設定されるよう努めること。

特に、基本的対処方針等よりも厳しい要請等を行う場合は、各都道府県における取組の内容が公表されるまで内容が一般に明らかになっていないことから、周知期間の設定に当たって特に留意されたい。

6. 国営施設等における緊急事態宣言中の対応について

関係各府省庁並びに各施設においては、基本的対処方針三（３）３）の趣旨及び特定都道府県が要請する内容等に留意し、緊急事態宣言中の取扱いを検討すること。

- 法施行令第１１条第１項各号に規定する施設のうち、要請・働きかけの対象となる施設については、基本的対処方針三（３）３）の趣旨及び特定都道府県の要請・働きかけ等を踏まえた対応を検討
- 公園その他の施設については、必要な協力を検討

感染状況に応じたイベント開催制限等について（6 / 17～の取扱い）

		収容率※4	人数上限※4	営業時間短縮
緊急事態措置区域		50%	5,000人	21時まで
まん延防止等重点措置	緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置解除後の 経過措置 (約1か月)	大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	都道府県の判断
			5,000人 又は 収容定員50%以内(≦10,000人) のいずれか大きい方 注：大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	
その他都道府県※3			5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	なし

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける（人数上限なし）。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。

イベント開催制限の段階的緩和（実績）

時期		収容率（注）	人数上限（注）
5月25日～ 6月18日	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 ＊できれば2 m	200人
6月19日～ 7月9日	屋内	50%以内	1,000人
	屋外	十分な間隔 ＊できれば2 m	1,000人
7月10日～ 9月18日	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔 ＊できれば2 m	5,000人
昨年9月19日～	大声なし	100%以内（収容人数あり） 又は 密にならない程度の間隔（収容人数なし） （※）飲食を伴うが発声のない催物（映画館）は「大声なし」と取扱う。	収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% 収容人数10,000人以下 ⇒5,000人
	大声あり	50%以内（収容人数あり） 又は 十分な人と人との間隔（1 m）（収容人数なし） （※）食事を伴う催物は「大声あり」と同じ取扱い。	

（注）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域におけるイベント開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
緊急事態措置区域	50%	5,000人	21時まで
まん延防止等重点措置区域	大声なし100%／大声あり50%		都道府県知事の判断

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要①

（基本的な考え方）

- 緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起点となっている飲食の場面に対する対策の更なる強化を図るとともに、変異株の感染者が増加していること等を踏まえ、人と人との接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための取組を行うなど、徹底した感染防止策に取り組む。

＜施設利用関係＞（第45条第2項関係）

施設の 種類	飲 食 関 連 施 設	緊急事態宣言での措置
飲食店	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）	- 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等の休業要請（飲食業の許可を受けてないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む。酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く。） - 上記以外の飲食店等の20時までの営業時間短縮 都道府県知事の判断により、令第12条に規定される各措置について飲食店等に対して要請
遊興施設	接待※を伴う飲食店等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	
結婚式場	結婚式場	飲食店と同様の要請 ※上記に加え、できるだけ短時間（1.5時間以内）で、なるべく少人数（50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう）で開催するように働きかけること。

※ここでの「接待」とは飲食店の接客従事者等によるものを意味する。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要②

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

		緊急事態宣言での措置
第4号	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 21時までの営業時間短縮要請 ※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催以外の場合は、 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ ※4：映画館については、 1000平米超：21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：21時までの営業時間短縮働きかけ
第5号	集会場、公会堂 など	
第6号	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など	
第8号	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
第9号	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請 1000平米超：20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下： 20時までの営業時間短縮働きかけ
第10号	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと ※2：オンライン配信の場合は時間短縮の働きかけ不要 ※3：イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請

※入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等

※上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要③

＜施設利用関係＞（第24条第9項等）

		緊急事態宣言での措置
第9号	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	1000平米超：20時までの営業時間短縮要請
第11号	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	1000平米以下： 20時までの営業時間短縮働きかけ
第12号	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	※1：上記に加え、入場整理等の働きかけを行うこと
第7号	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	1000平米超：20時までの営業時間短縮要請（生活必需物資を除く。）、「入場者の整理等」の要請※2及び店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ 1000平米以下：20時までの営業時間短縮働きかけ（生活必需物資を除く。）、入場整理等の働きかけ
	スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等
第1～3号	幼稚園、小学校、中学校、高校 保育所、介護老人保健施設 大学	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請
第5号	葬祭場	酒類提供自粛（酒類の店内持込含む。）の働きかけ
第10号	図書館	入場整理の働きかけ
第11号	ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ
第12号	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	
第13号	自動車教習所、学習塾 など	オンラインの活用等の働きかけ

※ 入場整理等の働きかけ：入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む。）及びカラオケ設備使用自粛等

※ 上記分類は例示であり、個別施設の態様を踏まえ、要請内容を適切に判断すること

※ 2：大規模商業施設の管理者等に対し、第45条第2項の要請を行うとともに、百貨店の地下の食品売り場等について、法第24条第9項に基づき、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

①	適切なマスク着用徹底	・ マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・ 大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・ ①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等） * 大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する
④	手洗の徹底	・ こまめな手洗の徹底を促す
⑤	消毒	・ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと
⑥	換気	・ 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気（1時間に2回以上、1回に5分間以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け） ・ 乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿
⑦	密集の回避	・ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 ・ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策②

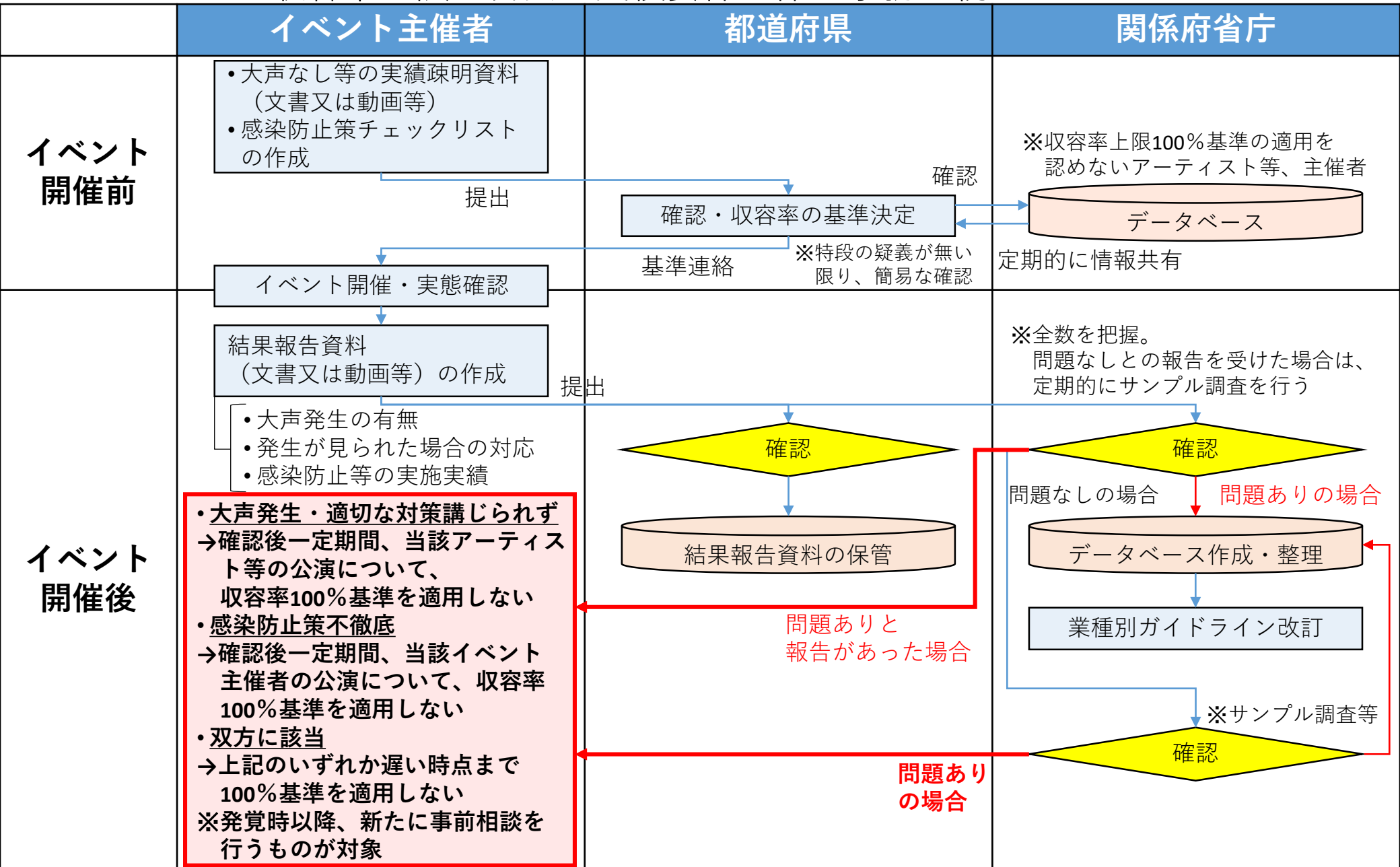
(2) 基本的な感染防止等 (続き)

⑨	飲食の制限	・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・ 過度な飲酒の自粛 ・ 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外（例：観客席等）は原則自粛。 （発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。）
⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・ 座席指定、動線確保などの適切な行動管理 ・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読取奨励（アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入）
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・ 合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※上記のうち、基本的な感染防止等が徹底されていない場合、従来の目安（人数上限5,000人又は収容率要件50%のいずれか小さいほう）を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断すること。



※1,000人以下のイベントで収容率上限を100%とする場合、イベント主催者は、実績疎明資料・チェックリスト、結果報告資料をHP等で公表し、イベントから1年間保管する（原則、都道府県・関係府省庁への提出は不要）。ただし、問題ありの場合は、都道府県、関係府省庁に結果報告資料を提出する。かかる場合には、上記赤枠の対応を行う。

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 1 1 日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

11月末までの催物の開催制限等について

令和 2 年 8 月 24 日付け事務連絡により通知したとおり、9 月 1 日以降の催物開催について、9 月末までは現在の開催制限を維持することとし、その間においても状況に応じ、目安のあり方を見直す場合があることとされていたが、現在の感染状況やこれまで得られた知見を踏まえて、9 月 19 日以降の催物開催については、下記のとおりとするので、留意されたい。

また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、下記の取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

記

1. 催物の開催制限

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。具体的には、当面のイベント開催については、11 月末まで、開催の目安を以下のとおりとする。この取扱いは、本日の新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論を踏まえ、今後一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9 月 19 日から実施する。

なお、12 月以降の取扱いについては、今後検討の上、別途通知する。

(1) 催物開催の目安

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

① 人数上限の目安

収容定員が設定されている場合、

- ・ 別紙 3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件につい

て」及び別紙４「感染防止のチェックリスト」に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されている場合、「５，０００人又は収容定員の５０％のいずれか大きい方」を上限とする

- ・ 別紙３及び別紙４に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、５，０００人を上限とする

こと。

なお、収容定員が設定されていない場合の取扱いは、後記②のア)及びイ)における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

② 収容率の目安

ア) 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を１００％とすること。

- ・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記イ)のとおり取り扱うこと。

- ・ これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙３及び別紙４）の徹底が行われること。
- ・ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

（参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物）

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。具体的には、別紙２「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例」の例示も踏ま

え、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等がないことを前提としうる催物については、感染防止策の徹底を前提に、１) 収容定員が設定されている場合は、収容定員までの参加人数とする、２) 収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。具体的には、別紙２の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記（２）によることとする。

イ) 大声での歓声、声援等が想定される場合等

前記ア) に該当しない催物は、イ) の収容率の目安を適用する。

各都道府県においては、イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用することとなるが、具体的な事例等を示すと以下のとおりである。

(参加者の位置が固定され、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（５名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の５０％を超えることもありうる。具体的には、別紙２の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、別紙３及び別紙４に留意し、開催制限の緩和を適用する場合の条件が担保されていない場合、令和２年８月２４日付け事務連絡１．に示した目安によること。

(参加者が自由に移動できるものの、入退場時や区域内の適切な行動確保ができる催物)

大声での歓声、声援等が想定される催物については、１) 収容定員が設定されている場合は当該収容定員の５０％までの参加人数とすることとし、２) 収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との間隔（１ｍ）を要することとする。具体的には別紙

2の例示も踏まえ、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記（2）によることとする。

（2）地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

祭り、花火大会、野外フェスティバル等については、次のとおりの対応とし、引き続き、各都道府県は、イベント主催者等と十分に連携しながら、地域の感染状況等を踏まえて、開催の態様・有無を判断すること。

- ① 全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。具体的には、催物を開催する場合については、十分な人と人との間隔（1m）を設けるよう促すこととし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- ② 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、6月19日以降は人数制限が撤廃されていることに留意すること。また、引き続き適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（1m）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずることを呼びかけるとともに、イベント主催者等に対し、イベントを開催する前に、イベント参加者による厚生労働省から提供されている接触確認アプリ（COCOA）や各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用や、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握の徹底を促すこと。

（3）人数上限や収容率の要件の解釈について

- ① 各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.（1）（人数上限に係る部分を除く。）に留意すること。
- ② 各都道府県においては、事前相談時その他の必要な場合に、イベント主催者等からの聞き取り等で、業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインでの担保状況等を確認すること。
- ③ 本事務連絡で示した人数上限及び収容率要件については、国として示す目安であり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、異なる基準を設定しうることに留意すること。た

だし、上記の人数要件及び収容率要件よりも緩やかな基準を設定することは、慎重に検討するとともに、仮にそのような基準を設定しようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。

- ④ 各都道府県においては、令和2年8月7日付け事務連絡「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」に留意し、地域の感染状況の段階に応じて、イベント開催について適切に判断すること。特に、催物等におけるクラスターの発生があった場合は、目安及び業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、イベント主催者等が都道府県からの指導等に従い、催物の感染防止策を徹底し、必要に応じて、催物の無観客化、中止又は延期等の要請に協力するよう促すこと。
- ⑤ 各都道府県においては、地域の感染状況やイベントの態様に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断し、例えば、入退場時や共用部、公共交通機関の三密が避けられない場合、上記1に示した人数上限を下回る範囲で三密の回避可能な人数に制限すること。

2. 催物の開催に関する留意事項

(1) エビデンス等に基づく感染防止策の注意喚起

催物は性質上不特定多数への集団感染リスクが考えられ、医療体制をひっ迫させる可能性がある。基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要であり、各都道府県とイベント主催者等は十分連携しながら、地域の感染状況、イベントの性質、地域医療体制への影響等に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断することが求められる。

具体的には、各都道府県においては、別紙9「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」で示しているとおり、イベント主催者等に対して、屋内での十分な換気と、接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策、感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うよう促すこと。

【接触感染】

- ・ こまめな手洗いの励行
- ・ 出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・ 人と人とが触れ合わない距離の確保
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【飛沫感染】

- ・ マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・ 演者が発生する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・ 劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・ 混雑時の身体的距離を確保した誘導

【マイクロ飛沫感染】

- ・ 大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・ 同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合は1m）空ける
- ・ 微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

関係各府省庁においては、本事務連絡に基づき、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。また、今後も、飛沫飛散シミュレーション等による新たなエビデンスを基にした見直しが必要となった場合には、各所管団体に対して業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインを適切に改定するよう促すこと。

なお、本事務連絡で示した考え方について、他の施設に同様の考え方が適用できる場合には、本事務連絡で示した感染防止策・考え方が盛り込まれるよう所管団体に促すこと。

（２）都道府県との事前相談

各都道府県においては、令和2年7月8日付け事務連絡2.（2）に示すように、イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

以上

当 面 1 1 月 末 ま での イベント 開 催 制 限 の 考 え 方 に つ い て （ 概 要 ）

【別紙 1】

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする方針とする。
- ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については100%以内に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については50%以内（※）とする。
- ② 人数上限については、5,000人を超え、収容人数の50%までを可とする。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、9月19日より施行する。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 1 2 月 以 降 の あ り 方 に つ い て は、感 染 状 況、イ ベ ン ト の 実 施 状 況 を 踏 ま え、改 め て 検 討 を 行 う。

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期		収容率	人数上限
現在	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔（*できれば2m）	5,000人

時期	イベント の類型	収容率	人数上限
当面11月末まで		大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 (注) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。
		大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント →詳細は次頁参照 50%（※）以内 (席がない場合は十分な間隔)	

大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例		大声での歓声・声援等が想定されるものの例	
音楽		音楽	
クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲等）、歌劇、楽劇、等のコンサート		ロックコンサート、ポップコンサート等	
演劇等		スポーツイベント	
現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等		サッカー、野球、大相撲等	
舞踊		公営競技	
バレエ、現代舞踊、民族舞踊等		競馬、競輪、競艇、オートレース	
伝統芸能		公演	
雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等		キャラクターショー、親子会公演等	
芸能・演芸		ライブハウス・ナイトクラブ	
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等		ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント	
公演・式典		※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ	
各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式等			
展示会			
各種展示会、商談会、各種ショー			
※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ			

（注）・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。

・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
 - ・ **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
 - ・ 参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が**払い戻しの措置等を規定しておくこと**等）
 - ・ 参加者の把握（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
 - ・ 大声を出さないことの担保（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**
 - ・ 密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
 - ・ 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
 - ・ **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**
- ※催物等における**クラスタの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握**するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。

感染防止のチェックリスト

(1) 徹底した感染防止等（収容率100%で開催するための前提）

①	マスク着用の担保	・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの * 隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
⑧	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
⑨	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
⑩	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励
⑪	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起

(3) イベント開催の共通の前提

⑪	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
⑫	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

(※) 本年 7 月 17 日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

- 当面11月末まで、観客に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、感染防止策の徹底等を前提に**100%以内の収容を可能とする**。それ以外の場合、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることとなる。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者が「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提としうる環境で、座席等により参加者の位置が固定される他の施設（映画館等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

コンサート・演劇・スポーツイベント等	
イベントの性質	- 入退場や区域内の適切な行動確保が可（区域が限定） - 参加者の位置が固定（座席や立ち位置固定）
想定されるイベント及び収容率等	【100%以内】 - 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典 等 【当面11月末まで50%（※）以内】 - 大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
100%開催の具体的要件	次のいずれにも該当するもの。 ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。 ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。 ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

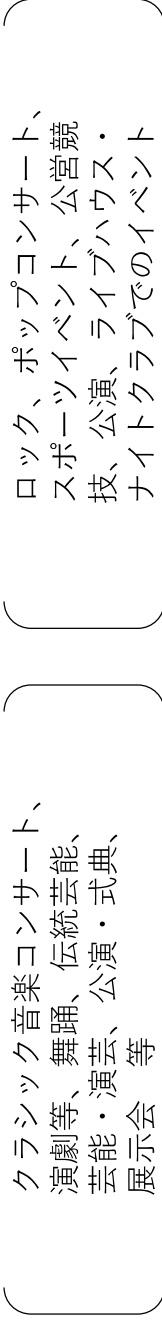
- 当面11月末まで、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提とする場合、感染防止策の徹底等を前提に人と人が接触しない範囲で収容率を100%以内とすることを認める。それ以外の場合、当分の間、収容率を50%以内、又は十分な人と人との間隔を要する。これらは、「新しい生活様式」に基づく行動、基本的な感染防止策が徹底・継続され、イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことが前提。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 大声での歓声・声援等がないことを前提とする環境で、参加者が自由に移動できる他の施設（美術館、博物館、動植物園、遊園地等）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改定を呼びかける。

	展示会、地域の行事等	全国的・広域的なお祭り・野外フェス等
イベントの性質	- 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 - 参加者が自由に移動できる - 名簿等で参加者の把握が可能	- 入退場や区域内の適切な行動確保が困難 - 参加者が自由に移動できる - 名簿等で参加者を把握困難
想定されるイベント（例）	- 展示会（人数等を管理できるイベント） - 地域の行事	全国的・広域的な花火大会・野外音楽フェス等
開催要件	- 入場者が大声での歓声・声援等を行い、又は歌唱するおそれがあるものは、当分の間、収容定員が設定されている場合は収容率50%以内、設定されていない場合は十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。 - それ以外のものについては、感染拡大予防ガイドラインに則った感染拡大対策を前提として、収容定員が設定されている場合は収容率100%以内、設定されていない場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。	当分の間、十分な人と人との間隔（1m）を要することとする。当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断。

イベントの人数上限の目安（目安）

- イベントにおける感染リスクは、イベント開催中に加え、その前後（入退場時、トイレ、売店、イベント前後の会食・交通機関の利用等）にも存在。こうした**感染リスクは、ある人数（例えば、5,000人）を境に突然増大するものではなく、参加人数が増えるにつれて連続的に増加するもの**と考えられる。
- 具体的には、段階的に人数上限を引き上げることとすることで、**感染状況に応じた対応が可能になると考えられる**。通常は共有部（入退場時の通路やトイレ等）のキャパシティが収容人数を踏まえて設計されていると考えられることを踏まえ、**基本的な感染防止策の徹底及び「業種別ガイドライン」等に基づく行動（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」等の整備及び遵守を前提）を行うことを前提に、人数上限は、当面11月末まで、収容人数の50%（収容人数10,000人以下のときは、5,000人）として上限を設定する**。また、12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断により厳しい制限を課すことも可能。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が避けられない場合、回避可能な人数に制限。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- また、**全国的又は広域的な人の移動が見込まれる祭り等や参加者の把握が困難なイベント**等については、クラスター対策が困難であることから、引き続き、**中止を含めて慎重に検討するよう促す**。

	コンサート・演劇・スポーツイベント等	展示会・地域の行事等	全国的・広域的なお祭り等
人数上限	①収容人数が10,000人を超える場合：収容人数の50% ②収容人数が10,000人以下の場合：5,000人		
留意事項	慎重な判断 ・ 各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。 ・ 大規模イベント（参加者1,000人超）の主催者は、人数について都道府県と相談。なお、感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。 ・ 人数上限等は、今後の感染状況やエビデンスの確認により随時見直し。		



基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質（①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模（人数、全国的・地域的）等）に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
- ※入退場（トイレ・ロビー）等の混雑では、感染リスク増加

感染防止策

- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人との距離の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導
- ・マスク着用（飛沫の飛散は相当程度抑制可能）
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

飛沫感染

※5μm以上の粒子

- ・感染者の飛沫（5μm以上）の吸い込み
- ※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加

マイクロ飛沫感染

※5μm未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み（①密接リスク）
 - ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み（②密閉リスク）
- ※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空气中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告

（留意事項）

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底（検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等）
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築（座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ（COCOA）導入 等）
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保

- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化